# 第 **97** 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月29日 (水曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館3階 富士の間

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

招集ご通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
株主総会参考書類	5
事業報告	
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
ホッカングループの現況	2
会社の現況	3
連結計算書類	4
計算書類 ·····	4
監査報告	4

## お知らせ

- 新型コロナウイルスに関するお知らせについて 2頁をご確認ください。
- 株主総会ご出席者へのお土産はございません。 何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

証券コード:5902

ホッカンホールディングス株式会社





株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

# ホッカンホールディングス株式会社

代表取締役社長 池 田 孝 資

# 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席なさらない場合は、「議決権行使についてのご案内」(3頁から4頁)のとおり、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館3階 富士の間 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

## 3. 月的事項

### 報告事項

- 1. 第97期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第97期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち以下に掲げる事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - (1) 事業報告の「会社の現況」のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知、株主総会参考書類および提供書面につきましては、早期に情報を提供するため、発送前にインターネット上の当社ウェブサイトにも掲載しております。

# 当社ウェブサイト https://hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu/

# 新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のための措置を講じたうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会当日の来場を見合わせ、可能な限り郵送またはインターネット等により議決権を事前行使していただくことをお勧めいたします。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申しあげます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使するには、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日)

午後5時到着分まで



# インターネット等で議決権 を行使される場合

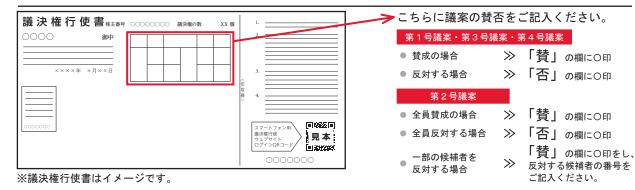
次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日)

午後5時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン のうえ再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

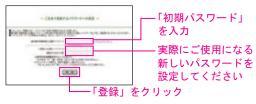
┃ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号:0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

### 第1号議案

# 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものです。
    - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除します。
    - ② 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めます。
    - ③ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。
    - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。
  - (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向け、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的として、取締役会において定めることのできる役職のうち相談役および顧問を削除します(現行定款第20条第3項)。なお、当社は現時点において、相談役および顧問を定めておりません。
  - (3) 当社は、経営の監督と業務執行の分離を図り、迅速な意思決定を行うことを目的として 執行役員制度を導入しておりますが、同制度に係る定款規定は会社法に規定のない任意 的記載事項であることから、機動的な人事施策を実施することを目的として、これを削 除します(現行定款「第5章 執行役員」および現行定款第28条)。
  - (4) 現行定款「第5章 執行役員」および現行定款第28条の削除に伴い、第6章以下の章番号を繰り上げるとともに、第29条以下の条数を繰り上げます。

2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項に係る 情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみなすこ とができる。  (新設)  (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって成務役会長、取締役会は、その決議によって職締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)									和力を小しまり。/
提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会が書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (新設) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準目までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役会長、取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (削除)		現	行	定	款		変	更	案
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項に係る 情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみなすこ とができる。  (新設)  (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって成務役会長、取締役会は、その決議によって職締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)	_(株主約	総会参考書	類等のイン	ンターネッ	ト開示とみなし			(削除)	
参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)  (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。  (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。  2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。  (削除)	提供)								
算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)  (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役とは、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)	第14条	当会社は、	株主総会	会の招集に	際し、株主総会				
情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準目までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ		参考書類、	事業報告	5、計算書	類および連結計				
ターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。       (新設)       (電子提供措置等)         第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。       2. 当会社は、体主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準目までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。         (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)       第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。         2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。       2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役と書干名を定めることができる。         3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。       (削除)		算書類に	記載またに	は表示をす	べき事項に係る				
上ができる。		情報を、	法務省令!	こ定めると	ころに従いイン				
とができる。		ターネッ	トを利用で	する方法で	<u>開示することに</u>				
(新設)  (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)		より、株	主に対して	て提供した	ものとみなすこ				
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)		とができる	<u>5.</u>						
参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。   2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準目までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないことができる。   (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。   2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることができる。   3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。   3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。   3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)			(新記	没)		_(電子排	是供措置等)	<u> </u>	
提供措置をとるものとする。						第14条	当会社は、	、株主総会の招	集に際し、株主総会
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (削除)							参考書類	等の内容である	情報について、電子
務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した   株主に対して交付する書面に記載しないことができる。							提供措置	をとるものとする	<u>る。</u>
て、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。 (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選 定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ						<u>2.</u>	当会社は、	、電子提供措置	をとる事項のうち法
(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (削除)							務省令で	<u>定めるものの全</u>	部または一部につい
(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。 (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (削除)							て、議決	権の基準日まで	に書面交付請求した
(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ									面に記載しないこと
第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。  2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (削除)							ができる。		
定する。  2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。  3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (削除)	(代表即	文締役 <u>、</u> 役付	寸取締役、	相談役おる	: び顧問)	(代表耳	反締役 <u>およて</u>	び役付取締役)	
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (削除)	第20条	取締役会は	はその決論	養によって	代表取締役を選	第20条	取締役会は	はその決議によ	って代表取締役を選
取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。 3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (削除)		定する。					定する。		
<ul><li>締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</li><li>3.取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。</li><li>(削除)</li></ul>	2.	取締役会は	<b>は、その</b> ?	央議によっ	て取締役会長、	2.	取締役会は	は、その決議に	よって取締役会長、
きる。       きる。         3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ       (削除)		取締役社:	長各1名及	及び取締役	副社長、専務取		取締役社:	長各1名及び取	締役副社長、専務取
3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めるこ (削除)		締役、常	務取締役名	各若干名を	定めることがで		締役、常	務取締役各若干	名を定めることがで
		きる。					きる。		
レができる	<u>3.</u>	取締役会は	は相談役、	顧問各若	<u>干名を定めるこ</u>	(肖	削除)		
<u> </u>		とができる	5						

現 行 定 款	変    更    案
第5章 執行役員	(削除)
_(執行役員)_	
第28条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員	
15名以内を置くことができる。	
2. 執行役員に関する事項は、取締役会が決定す	
る執行役員規程において定める。	
第6章 監査役及び監査役会	第 <u>5</u> 章 監査役及び監査役会
第 <u>29</u> 条~第 <u>36</u> 条	第 <u>28</u> 条~第 <u>35</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 <u>7</u> 章 計算	第 <u>6</u> 章 計算
第 <u>37</u> 条~第 <u>40</u> 条	第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	(附則)
	1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインター
	ネット開示とみなし提供) の削除および変更案第
	14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部
	を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1
	条ただし書きに規定する改正規定の施行の日であ
	<u>る2022年9月1日(以下「施行日」という)から</u>
	<u>効力を生ずるものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、施行目から6か月以内
	の日を株主総会の日とする株主総会については、
	現行定款第14条(株主総会参考書類等のインター
	ネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または
	前項の株主総会の日から3か月を経過した日のい
	<u>ずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

# 第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任取締役9名は全員任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

なおご参考として、取締役候補者のスキル・マトリックスを20頁に、取締役候補者および監査役候補者の選定基準および手続の概要を21頁以下に記載しております。

社外取締役: 3名(33.3%) 男性: 7名(77.8%) 女性: 2名(22.2%)

候補者			現在の当社における	在任	選任が承認	された場合、	所属を予定す	る委員会(	◎は委員長)
番号	氏	名	地位および担当	年数	報酬検討 委員会	役員指名等検討 委員会※	リスク管理 委員会	コンプライアン 委員会	ス サステナビリティ 委員会
1	<sub>再任</sub> 工藤	常史	代表取締役会長	20年					
2	<sub>再任</sub> 池田	孝資	代表取締役社長	13年	0	©	0		©
3	<sub>再任</sub> 佐藤	泰祐	取締役常務執行役員	3年					0
4	多田	秀明	取締役常務執行役員	1年			0		0
5	<sub>再任</sub> 武田	卓也	取締役執行役員 総務部・人事部担当	8年	0	0		0	0
6	<sub>再任</sub> 砂廣	俊明	取締役執行役員 経理部・経営企画部担当	4年			0		0
7	再任 社外 藤田	独立役員 晶子	社外取締役	2年	0	0			0
8	再任 社外 耕田	独立役員	社外取締役	1年	0	0			
9	<sub>再任</sub> 社外 <b>渡</b> 邉	独立役員 敦子	社外取締役	1年	0	0			

<sup>※</sup>役員指名等検討委員会は、本定時株主総会終結後に開催される取締役会において設置を決議する予定です。



生年月日 1954年3月2日 所有する当社株式の数 12,700株 取締役会出席率(出席状況) 100%(14回中14回)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2002年6月 当社取締役

2005年10月 当社常務取締役

2009年6月 当社専務取締役

2010年6月 当社代表取締役社長

2018年6月 当社代表取締役会長 (現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役

株式会社日本キャンパック取締役

#### (取締役候補者とした理由)

工藤常史氏は2010年6月より当社の代表取締役社長を務め、2018年6月からは代表取締役会長を務めるなど、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者工藤常史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。工藤常史氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 候補者番号 2 池 田 孝 資 (いけだ こうすけ)



生年月日 1962年11月24日 所有する当社株式の数 10,200株 取締役会出席率(出席状況) 100%(14回中14回)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2005年10月 北海製罐株式会社執行役員

2009年6月 当社取締役

2014年6月 当社常務取締役

2018年6月 当社代表取締役社長 (現任)

#### (重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社代表取締役社長

株式会社日本キャンパック代表取締役社長

PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役

#### (取締役候補者とした理由)

池田孝資氏は当社グループの経営戦略や海外事業領域の業務を歴任しており、 2018年6月からは当社代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験とグループを統率する指導力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

再任

- (注) 1. 候補者池田孝資氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 池田孝資氏は、北海製罐株式会社および株式会社日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は両社との間に資金貸借取引、業務委託料、経営管理料等の取引関係があります。
  - 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。池田孝資氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日 1964年2月9日 所有する当社株式の数 3,500株 取締役会出席率(出席状況) 100%(14回中14回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2009年4月 北海製罐株式会社千代田工場長

2010年6月 同社執行役員

2013年6月 同社取締役執行役員

2016年6月 同社取締役常務執行役員

2019年4月 同社取締役専務執行役員 (現任)

2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)

#### (重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役専務執行役員

オーエスマシナリー株式会社代表取締役社長

PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役

#### (取締役候補者とした理由)

佐藤泰祐氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社並びにPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの取締役、オーエスマシナリー株式会社の代表取締役社長として経営に携わっており、また、容器事業において豊富な経験と実績を有していることから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者佐藤泰祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 佐藤泰祐氏はオーエスマシナリー株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。
  - 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。佐藤泰祐氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 候補者番号 4 多 田 秀 明 (ただ ひであき)



生年月日 1962年3月18日 所有する当社株式の数 2,500株 取締役会出席率(出席状況) 100%(12回中12回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社日本キャンパックに入社

2008年6月 同社執行役員

2009年6月 同社取締役執行役員

2014年6月 同社取締役常務執行役員

2019年4月 同社取締役専務執行役員(現任) 2021年6月 当社取締役常務執行役員(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社日本キャンパック取締役専務執行役員

オーエスマシナリー株式会社取締役

(取締役候補者とした理由)

多田秀明氏は当社および当社グループ主力事業会社の株式会社日本キャンパック 取締役とオーエスマシナリー株式会社取締役として経営に携わっており、また、 受託充填事業に関する豊富な経験と実績を有しており、今後の当社グループの事 業拡大に必要な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

再任

- (注) 1. 候補者多田秀明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。多田秀明氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日 1964年9月30日 **所有する当社株式の数** 3,800株 **取締役会出席率(出席状況)** 100%(14回中14回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2004年4月 当社総務部長

2014年6月 当社取締役

2019年4月 当社取締役執行役員(現任)

(総務部・人事部担当)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役常務執行役員

株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

#### (取締役候補者とした理由)

武田卓也氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、総務・人事部門等において豊富な経験・実績・見識を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者武田卓也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。武田卓也氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 候補者番号 6 砂 廣 俊 明(すなひろ としあき)



生年月日 1964年10月1日 所有する当社株式の数 2,900株 取締役会出席率(出席状況) 100%(14回中14回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2003年6月 当社執行役員

2011年6月 株式会社日本キャンパック執行役員

2012年6月 同社取締役執行役員

2018年6月 当社取締役

2019年4月 当社取締役執行役員(現任)

(経理部・経営企画部担当)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役常務執行役員

| 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

(取締役候補者とした理由)

砂廣俊明氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、経理財務部門等の責任者を務めるなど豊富な経験・実績・見識を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

再任

- (注) 1. 候補者砂廣俊明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。砂廣俊明氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日 1962年12月12日 所有する当社株式の数 -株 社外取締役就任年数 2年(本総会終結時) 取締役会出席率(出席状況) 100%(14回中14回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 佐賀大学 経済学部助教授

2001年4月 明治学院大学 経済学部 経営学科教授

2006年4月 同大学 経済学部 国際経営学科教授 (現在に至る)

2020年6月 当社社外取締役 (現任)

2022年4月 明治学院大学 経済学部長 (現在に至る)

(重要な兼職の状況)

明治学院大学 経済学部 国際経営学科教授

(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)

藤田晶子氏は会計学の分野において豊富な学識経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 候補者藤田晶子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 藤田晶子氏は社外取締役候補者です。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員を継続する予定です。
  - 3. 当社は藤田晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任 限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任さ れた場合は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。藤田晶子氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 候補者番号 8 耕 田 一 英 (こうだ かずひで)



社外

蚀立役員



生年月日 1962年10月20日 所有する当社株式の数 -株 社外取締役就任年数 1年(本総会終結時) 取締役会出席率(出席状況) 100%(11回中11回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年3月 公認会計士開業登録

2013年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)

シニアパートナー

2015年7月 同監査法人沖縄事務所長(2021年6月まで)

2021年7月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)

耕田一英氏は公認会計士の資格を持ち、会計に関する豊富な経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 候補者耕田一英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 耕田一英氏は社外取締役候補者です。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員を継続する予定です。
  - 3. 当社は耕田一英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。耕田一英氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日 1964年2月3日 所有する当社株式の数 -株 社外取締役就任年数 1年(本総会終結時) 取締役会出席率(出席状況) 100%(12回中12回)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、永石一郎法律事務所入所

2010年8月 渡邉敦子法律事務所開所

2014年7月 渡邉綜合法律事務所(名称変更) (現在に至る)

2021年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況) 渡邉綜合法律事務所 代表

(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)

渡邉敦子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する豊富な経験と専門知識を有していることから、特にコンプライアンスおよび企業法務について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

- (注) 1. 候補者渡邉敦子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 渡邉敦子氏は社外取締役候補者です。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員を継続する予定です。
  - 3. 当社は渡邉敦子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。渡邉敦子氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役田代宏樹氏は任期満了となりますので、監査役1 名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりです。

# 田島正広(たじま まさひろ)

新任

社外

独立役員



生年月日 1965年5月25日 所有する当社株式の数 -株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、中田·松村法律事務所入所

2003年12月 田島正広法律事務所開所

2006年7月 田島総合法律事務所(名称変更)

2016年10月 田島・寺西法律事務所(名称変更) (現在に至る)

2020年4月 東京弁護士会副会長 (2021年3月まで)

(重要な兼職の状況)

田島・寺西法律事務所代表パートナー フェアリンクスコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社イオレ社外監査役

(社外監査役候補者とした理由)

田島正広氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。

- (注) 1. 候補者田島正広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 田島正広氏は社外監査役候補者です。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定です。
  - 3. 田島正広氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結する予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしています。田島正広氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

# 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は次のとおりです。

# 松 野 絵 里 子 (まつの えりこ)

社外

独立役員

#### 生年月日

1969年1月10日 **所有する当社株式の数** -株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1992年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)

(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社

2000年4月 弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所

2010年7月 東京ジェイ法律事務所設立(現在に至る)

2015年10月 ウェルスナビ株式会社社外監査役

2020年6月 H.U. グループホールディングス株式会社社外取締役(現任)

2022年3月 ウェルスナビ株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

東京ジェイ法律事務所 代表弁護士

H.U. グループホールディングス株式会社社外取締役

ウェルスナビ株式会社社外取締役(監査等委員)

#### (補欠社外監査役候補者とした理由)

松野絵里子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有していることから、 社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。

- (注) 1. 候補者松野絵里子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 松野絵里子氏は補欠の社外監査役候補者です。また、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定です。
  - 3. 松野絵里子氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。松野絵里子氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

以上

# (ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

当社取締役会がその役割、責務を適切に果たすために、各取締役に対して発揮することを期待している知識・能力(スキル)は以下のとおりです。当社取締役会は、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

各取締役に特に発揮することを期待するスキルは、各取締役の経歴(社内取締役については部長相当以上の一定期間の実務経験を基準としています)を参考に、取締役会において定めています。

					スキル(綺	ぬ色は「当社	上が社外取締	役に対し特	に期待する	スキル」)	
候補者 番号	氏	名	地位および担当 (主たる職業・資格等)	企業 経営	サステナ ビリティ	経営 企画 M&A	グローバル ビジネス	グループ 事業	財務会計 税務	法務 リスク管理 コンプライアンス	人材開発
1	工藤	常史	代表取締役会長	•					•		
2	池田	孝資	代表取締役社長	•		•	•	•			
3	佐藤	泰祐	取締役常務執行役員								
4	多田	秀明	取締役常務執行役員								
5	武田	卓也	取締役執行役員 総務部・人事部担当							•	•
6	砂廣	俊明	取締役執行役員 経理部・経営企画部担当			•			•		
7	藤田	晶子	社外取締役 (大学教授)						•		
8	耕田	一英	社外取締役 (公認会計士)						•		
9	渡邉	敦子	社外取締役 (弁護士)							•	

なお当社は、当社取締役会が備えるべきスキルを以下のとおり定義しています。

スキル	定義					
①企業経営	社長またはこれに準ずる職責における企業経営経験を持ち、コーボレート・ガバナンス、経営戦略・経営計画等に関する深い知見・経験を有し、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて大局的な観点から経営の意思決定を行い、経営管理を遂行するスキル					
②サステナビリティ	当社グループのマテリアリティに基づき、中長期的な企業価値向上の観点からサステナビリティ経営を推進するスキル					
③経営企画・M&A	新規事業の開発やM&Aを含む当社グループ事業の更なる発展に向けた経営戦略・経営計画を立案・実行するスキル					
④グローバル・ビジネス	グローバル・ビジネス 当社グループの海外事業およびグローバル・ビジネス全般に係る深い知識・経験を有し、更なる発展に向けた事態を遂行するスキル					
⑤グループ事業	当社グループの主要3事業(容器・充填・機械製作)の技術開発・生産・営業等に係る深い知識・経験を有し、更なる 発展に向けた事業運営を遂行するスキル					
⑥財務・会計・税務	経営戦略および経営管理の基礎となる財務・会計・税務に係る深い知識・経験を有し、当社グループの中長期的な企業 価値向上に向けた経営管理を遂行するスキル					
⑦法務・リスク管理・ コンプライアンス	経営戦略およびコーポレート・ガバナンスの基礎となる法務・リスク管理・コンプライアンスに係る深い知識・経験を 有し、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた経営管理を遂行するスキル					
⑧人材開発	当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、多様性ある役職員の確保と成長支援その他の人材戦略を推進する スキル					

# (ご参考) 取締役候補者および監査役候補者の選定基準および手続の概要

当社取締役会は、取締役候補者および監査役候補者の選定基準および手続に関して「役員の選解任に関する方針」を決議し、運用しています。

https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan\_hd/pdf/ir/pdf/governance/appointment.pdf その概要は以下のとおりです。

# 【取締役会および監査役会の規模・構成】

取締役会は、当社グループ各社の事業特性と持株会社としての当社の役割等を勘案し、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るために必要な規模とし、取締役の員数は定款に定める10名以内の適正な人数としています。

取締役の構成は、当社が健全な経営を推し進めていくために必要とされる知識・能力のほか、取締役会に占める社外取締役や女性取締役の割合その他取締役会の多様性の確保を考慮するものとし、取締役の員数のうち3分の1以上を当社から独立した社外取締役とします。

監査役会の規模および構成は、当社および当社グループの監査を遂行するのに必要な豊富な経験と見識、また財務・会計・法務に関する知見を、監査役会全体としてバランスよく備えることとなるよう考慮し、定款に定める5名以下の適正な人数で構成します。

## 【取締役候補者および監査役候補者の選定基準】

当社は、取締役および監査役に対し、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、取締役会の定める行動規範を遵守しながら当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者であること、またその役割・責務を適切に果たすための目安として、他の上場会社役員との兼任は4社以内、また取締役会への出席率は概ね85%以上であることを求めており、これらを候補者の選定基準としています。

# 【社外役員候補者の選定基準】

当社は、社外役員に期待する役割および責任に関する基準を以下のとおり定めており、これら満たす者を社外役員候補者として選定しています。

(1)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと

- (2) 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と当社グループの経営陣や主要株主との間の利益相反を監督すること
- (4) 当社グループの経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を 取締役会に適切に反映させること

## 【独立性判断基準の概要】

当社は、法令および上場証券取引所が定める独立性基準を踏まえて役員の独立性判断基準を定めており、その概要は以下のとおりです。

次の各項目のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当社グループの業務執行者、監査役(社外監査役を除く)または過去10年間において当社 グループの業務執行者もしくは監査役(社外監査役を除く)であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- (5) 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務 執行者
- (6) 当社の主要株主またはその業務執行者
- (7)過去3年以内において(2)から(6)までのいずれかに該当していた者
- (8) 以下に掲げる者(使用人については部長職以上の者に限る)の二親等内の親族
  - ① 当社グループの業務執行者もしくは監査役または過去3年以内において当社グループの業務執行者もしくは監査役であった者
  - ② 前記(2)から(7)までのいずれかに該当する者

# 【役員候補者の選定に係る手続】

当社は、役員候補者の選定に当たっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取締役社長が人事案を作成し、各社外取締役に提出しその意見を求め、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しています。

### (提供書面)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

#### 1. ホッカングループの現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により、上期はゴールデンウィークや夏休みなど行楽期間を中心に様々な社会活動が制限され、下期に入って感染者の減少に伴い人流は回復傾向に向かったものの、2022年に入ってからはオミクロン株の急拡大など再び感染拡大リスクが高まり、人流が減少するなど厳しい経済状況が続きました。またこれに加え、地政学リスクの顕在化、原材料価格やエネルギーコスト等の高騰、急速な円安などの影響もあり、設備投資や企業の生産活動の持ち直しに足踏みが見られるなど、厳しい状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは従業員の安全確保を第一として確実な操業および固定費の削減などに努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、前連結会計年度における国内の新型コロナウイルスの影響の反動および海外事業の伸長により売上高は863億29百万円(前年度は1,093億67百万円)、営業利益は13億24百万円(前年度比74.4%増)となりました。しかしながら、持分法による投資損失を営業外費用に計上したことにより経常利益は14億88百万円(前年度比29.5%減)となり、また、投資有価証券売却損や北海製罐株式会社における減損損失等があったため、親会社株主に帰属する当期純損失は12億34百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純損失3億68百万円)となりました。

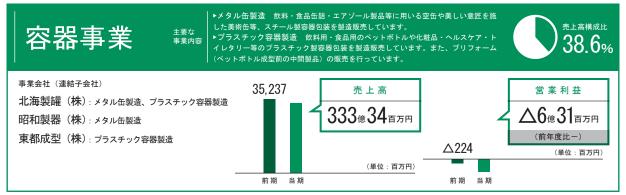
なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計 基準」という。)等の適用により、売上高は299億90百万円減少し、営業利益、経常利益は それぞれ1億19百万円増加しております。詳細は、連結計算書類における連結注記表の 「2.会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりです。

### ≪事業セグメント別の売上高≫

	事業セグ	メント		前連結会計年度(第96期)	当連結会計年度(第97期)
容	器	事	業	35,237百万円	33,334百万円
充	填	事	業	60,587百万円	35, 187百万円
機	械 製	作事	業	2,914百万円	3,470百万円
充機海	外	事	業	8,547百万円	12,742百万円
そ	の		他	2,079百万円	1,593百万円
	合 1	計		109,367百万円	86,329百万円

(注) 内部売上を除く。



#### メタル缶

飲料用スチール空缶につきましては、自動販売機やコンビニエンスストアでの販売は依然として 低調に推移しましたものの、新商品の受注が寄与したことにより前年を上回りました。

食品缶詰用空缶につきましては、農産缶詰においては、主力のスイートコーンが堅調に推移し前年を上回りましたものの、水産缶詰では、サバ、サンマ等の缶詰の販売が減少したことにより前年を下回りましたため、食品缶詰用空缶全体では前年を下回る結果となりました。

エアゾール用空缶につきましては、工業用品、虫よけ等の人体用品の販売が堅調でありましたものの、お客様による内製化の影響により燃料ボンベ缶の販売が落ち込みましたため、エアゾール用空缶全体としては前年を下回りました。

美術缶につきましては、外出自粛等による大幅な販売減となった前年を上回る結果となりました。

# プラスチック容器

飲料用ペットボトルにつきましては、業界初となるリサイクル材料を使用した加温販売向けボトルの販売が好調に推移し、またプリフォームの販売も好調に推移しましたため、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体としては、前年を上回りました。

食品用ペットボトルにつきましては、新たなお客様との取引開始はありましたものの、醤油用ボトルの販売が落ち込みましたため、前年を大きく下回りました。

また、その他のプラスチック製容器包装につきましては、前年を上回りましたが、外食産業向けやコンビニエンスストア向けの飲料用バッグインボックス等は低調に推移しました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は333億34百万円(前年度は352億37百万円)となりましたものの、営業損失は6億31百万円(前年度は営業損失2億24百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は26億77百万円減少し、営業損失は1百万円増加しております。



プリフォーム (ペットボトル成型前の中間製品)



缶製品につきましては、通常缶、リシール缶(ボトル缶)ともに、依然として自動販売機やコンビニエンスストアでの販売が低調でありましたため、前年を下回る結果となりました。

ペットボトル製品につきましては、大型ペットボトルでは家庭内 消費が増加したことや新製品の受注等により堅調に推移しており、 また小型ペットボトルにつきましては新ラインの稼働により受注が 増加しましたため前年を上回りました。

以上の結果、乳製品受託製造および食品の受託製造を含めた充填 事業全体の売上高は351億87百万円(前年度は605億87百万円)とな り、営業利益は30億11百万円(前年度比22.5%増)となりました。 なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は281億12百万円減 少し、営業利益は11百万円減少しております。



大型ペットボトルの無菌充填ライン



機械製作事業においては、半導体をはじめとした部品供給の遅れや投資抑制の動きを受けて、自動車部品にかかる製品設備、金型などの受注が減少しました。

以上の結果、売上高は34億70百万円(前年度は29億14百万円)となり、 営業損失は1億42百万円(前年度は営業利益51百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は8億円増加し、営業損失 は1億32百万円減少しております。



飲料用アルミ蓋製造ラインで使用する精密金型



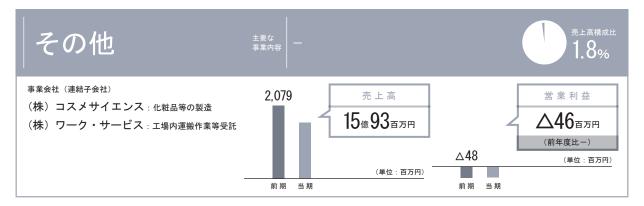
インドネシアにおいては、大規模社会活動制限の影響はありましたものの、ウィズコロナの方針がとられたことで経済は回復基調で推移しました。ホッカン・デルタパック・インダストリ社では、積極的な販売活動により主力のカップ容器を中心として好調に推移したため、前年を大幅に上回りました。また、ホッカン・インドネシア社では、主要なお客様からの受注が好調に推移しましたため、売上高は前年を上回る結果となりました。なお、販売本数ベースでは設立以来最高を記録しています。

ベトナムにおいては、日本キャンパック・ベトナム社では、ウィズコロナの方針に伴う規制緩和により、前年を上回る結果となりました。

以上の結果、海外事業全体の売上高は127億42百万円(前年度は85億47百万円)となり、営業利益は7億91百万円(前年度は営業利益23百万円)となりました。



ホッカン・デルタパック・ インダストリの飲料用カップ



株式会社コスメサイエンスにおいては、新たなお客様との取引開始はありましたものの、インバウンド需要の蒸発や外出機会の減少などの影響を受け、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等受託を含めたその他売上高は15億93百万円(前年度は20億79百万円)となり、営業損失は46百万円(前年度は営業損失48百万円)となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資(有形固定資産および無形固定資産の増加額)は、72億42百万円であります。その主なものは、株式会社日本キャンパックにおけるアセプティック(無菌充填)ライン設備の取得によるものです。

### ③ 資金調達の状況

当社グループは、財務体質の強化のため有利子負債の圧縮に取り組み、当期末の社債および借入金残高は、前期末に比べ53億96百万円減少し、529億71百万円となりました。

### ④ 重要な企業再編等の状況

当社の連結子会社である北海製罐株式会社は、2021年7月1日付で、同社の100%子会社である日東製器株式会社を吸収合併いたしました。

当社の連結子会社である株式会社日本キャンパックは、2021年7月1日付で、同社の子会社である株式会社西日本キャンパックを吸収合併いたしました。

### (2) 対処すべき課題

現下の国内経済は、原材料価格やエネルギーコストの高騰に加え、地政学リスクの顕在化の影響もあり、厳しい状況で推移しており、また急激な円安の影響もあり先行きの不透明さは今後も続くものとみられます。

当社グループを取り巻く今後の環境につきましても、お客様からは品質の更なる向上とコストダウンが求められる中、コスト上昇への対応に加え、脱炭素社会への移行に向けた環境対応、人的資本やITへの投資など、持続可能な社会の実現に向けた種々の取組みへの注力も必須となる厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは2021年度において、予定しておりました中期経営計画の策定および公表を1年延期し、経営理念、ビジョン、全社戦略およびサステナビリティ基本方針等を公表いたしましたが、この度、本経営理念等に基づき2022年度からスタートいたします次期中期経営計画「VENTURE-5」を策定いたしました。

「VENTURE-5」においては、1.人的資源の最適化、2.国内事業の再編、3.海外事業の拡大、4.新規事業開発を礎として事業運営をおこなってまいります。

また、各事業分野において成長を続けるためにはその活動が環境・社会と調和する、持続可能なものでなければならないことを強く認識し、これを実現するために2050年までのカーボンニュートラルを目指した脱炭素社会への貢献、水資源の持続可能な利用、資源循環社会への貢献といった環境課題への対応や人権、従業員の働きやすさ、ワークライフバランスへの配慮など、事業活動において直接的・間接的に関わる様々な社会課題の解決にも積極的に取り組んでまいります。

具体的な経営指標といたしましては、営業利益(稼ぐ力)を重視して、容器事業および充填事業での施策の着実な実行による利益回復、また海外事業の成長を想定し、2026年度の営業利益56億円、営業利益率5.5%、ROE5.8%と設定いたしました。連結DEレシオにつきましては、当中期経営計画期間前半におけるエネルギー価格高騰等の外部要因悪化の影響を受けて当社グループの稼ぐ力が一時的に低下することを考慮し、財務健全性の確保に細心の注意を払いながら、最終的には0.9倍の着地を想定しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し 上げます。

## (3) 財産および損益の状況



区	分	第94期 (2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)	第95期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)	第96期 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)	第97期(当期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	百万円	128, 757	127, 741	109, 367	86, 329
経常利益	百万円	7, 078	4, 464	2, 112	1, 488
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(Δ)	百万円	1, 150	1, 968	△368	△1, 234
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(Δ)	円	94. 37	161. 50	△30. 22	△101. 23
総資産	百万円	155, 950	144, 950	146, 739	142, 326
純資産	百万円	57, 917	55, 193	57, 220	57, 029
1株当たり純資産額	円	4, 461. 26	4, 282. 14	4, 413. 11	4, 341. 19

- (注)1.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合をおこなっております。第94期の期首に当該株式併合がおこなわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
  - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第97期の期首から適用しており、第97期に 係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

ホッカングループの主要な事業の内容は、「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」24頁から27頁に記載のとおりです。

(5) 重要な子会社、主要な営業所および工場の状況 (2022年3月31日現在)

①当社

本社(本店) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

大宮事務所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番13号

②重要な子会社

会	社	名	資	本	金	当社の 議決権比率	主 要 な 営 業 所	および工場
【容器事業	<b>±</b> ]					本社 (登記上の本店)	東京都千代田区 北海道小樽市	
			3,00	00百万	円	100.0%	中央研究所	埼玉県
14 伊 墨	は 雄株式	云 仁					工場・事業所 (6 拠点)	埼玉県、群馬県、 北海道、滋賀県
【充填事業	笔】		411百万円		100.00/	本社(本店)	東京都千代田区	
株式会社	:日本キャン	パック			100.0%	工場(5拠点)	群馬県、岐阜県	
【機械製作	事業】		40	400百万円		100.0%	本社 (登記上の本店)	群馬県邑楽郡邑楽町 北海道小樽市
オーエス	ナーエスマシナリー株式会社		10	/о ц /3	1 1	100.070	工場(2拠点)	北海道、群馬県
【海外事業	<b>(</b> )							
PT. HOKKAI INDUSTRI	N DELTAPACK			バネシアルピア 262, 000		80.0%	本社 (工場)	インドネシア共和国

<sup>(</sup>注)1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む13社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

<sup>2.</sup> 比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数第2位を四捨五入して表示しております。

### (6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

	セグメン	ノトの名	3 称		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減			
容	器	事		業	681名	44名減			
充	填	事		業	734名	3名減			
機	械 製	作	事	業	112名	27名増			
海	外	事		業	690名	14名減			
そ		の他			0			202名	2名減
全	社 (	共	通	)	66名	8名増			
	合	計			2,485名	28名減			

# ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均	勤 続 年 数
		66名	8名增				39. 2歳		11.4年

# (7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

	借	入	先		借入額
株式	会 社	みず	ほ銀	行	7,930百万円
株式	会 社 三	E 菱 U	F J 銀	行	6, 874
株式	会 社 日	本 政 策	投 資 銀	行	5, 580
農	林中	央	金	庫	5, 344
三井	住 友 信	託 銀 行	株式会	社	4, 879

(注) 三井住友信託銀行株式会社の借入額には、従業員持株会信託型ESOPによる借入を含んでおります。

### 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 48,000,000株

② 発行済株式の総数 13,469,387株

③ 株主数 21,869名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数	持株	比  率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	993千株		7.87%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	704		5. 59
日本生命保険相互会社	654		5. 19
株式会社みずほ銀行	594		4.71
農林中央金庫	400		3. 17
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	392		3. 11
東京海上日動火災保険株式会社	361		2.86
株式会社北海道銀行	265		2. 11
三菱UFJ信託銀行株式会社	247		1.96
福岡パッキング株式会社	215		1.71

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。
  - 2. 当社は自己株式848,643株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式418,101株は含まれておりません。
  - 3. 持株比率は自己株式848,643株を控除して計算しております。

# (2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

以州及わよい温且仅少状化し						
地位	氏			名	担当および重要な兼職の状況	
取締役会長	エ	藤	常	史	代表取締役 北海製罐株式会社取締役 株式会社日本キャンパック取締役	
取締役社長	池	田	孝	資	代表取締役 北海製罐株式会社代表取締役社長 株式会社日本キャンパック代表取締役社長 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役	
取 締 役 常務執行役員	佐	藤	泰	祐	北海製罐株式会社取締役専務執行役員 オーエスマシナリー株式会社代表取締役社長 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役	
取 締 役 常務執行役員	多	田	秀	明	株式会社日本キャンパック取締役専務執行役員 オーエスマシナリー株式会社取締役	
取 締 役 執 行 役 員	武	田	卓	也	総務部・人事部担当 北海製罐株式会社取締役常務執行役員 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員	
取 締 役 執 行 役 員	砂	廣	俊	明	経理部・経営企画部担当 北海製罐株式会社取締役常務執行役員 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員	
取 締 役	藤	田	晶	子	明治学院大学 経済学部 国際経営学科教授	
取 締 役	耕	田	_	英	_	
取 締 役	渡	邉	敦	子	渡邉綜合法律事務所代表	
常勤監査役	竹	田	由	里	北海製罐株式会社監査役 株式会社日本キャンパック監査役	
監 査 役	渡	邉	基	樹	北海製罐株式会社監査役	
監 査 役	田	代	宏	樹	田代法律事務所所長	
監 査 役	鈴	木	徹	也	鈴木税理士事務所所長	

- (注) 1. 取締役藤田晶子氏、取締役耕田一英氏および取締役渡邉敦子氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役田代宏樹氏および監査役鈴木徹也氏は、社外監査役であります。
  - 3. 当社と取締役藤田晶子氏の重要な兼職先である明治学院大学との間には、特別の関係はありません。
  - 4. 当社と取締役渡邉敦子氏の重要な兼職先である渡邉綜合法律事務所との間には、特別の関係はありません。
  - 5. 当社と監査役田代宏樹氏の重要な兼職先である田代法律事務所との間には、特別の関係はありません。
  - 6. 当社と監査役鈴木徹也氏の重要な兼職先である鈴木税理士事務所との間には、特別の関係はありません。
  - 7. 監査役鈴木徹也氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 8. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
  - 9. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異 動 年 月 日
武田卓也	取締役執行役員 総務部・人事部・CSR担当	取締役執行役員 総務部・人事部担当	2021年6月29日

### ② 事業年度中に退任した取締役および監査役

	氏 名		退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
藤	本	良 一	2021年6月29日	任期満了	取締役副社長 社長補佐 株式会社日本キャンパック取締役
安	藤	信 彦	2021年6月29日	任期満了	社外取締役 安藤総合法律事務所所長 株式会社ムサシ社外監査役
宮	村 百	合 子	2021年6月29日	任期満了	社外取締役 辻・本郷税理士法人参与
小	池	明 夫	2021年6月29日	任期満了	監查役 北海製罐株式会社監查役

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結しております。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。その概要は以下のとおりであり、その保険料の全部を、取締役会にて決議し会社負担としております。

保険契約者	ホッカンホールディングス株式会社
対象会社	ホッカンホールディングス株式会社、 北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパック
被保険者の範囲	取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員およびこれらの相 続人、管財人等(既に退任している者および新たに選任された者を含む)
役員等賠償責任保険契 約により補填すること とされる損害の概要	(イ)個人被保険者の行為(または不作為)に起因して、個人被保険者に対してなされた損害賠償請求によって、個人被保険者が被る損害 (ロ)損害賠償請求・公的調査等、刑事手続、財産または地位の保全手続等への対応や信頼回復広告に要する費用

- ⑤ 取締役および監査役の報酬等
  - (イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、2021年2月8日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係 る決定方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

なお、当社の取締役(社外取締役を除く)に付与する株式報酬は、「役員報酬の決定に関する方針2.役員報酬の種類(2)株式報酬」に定めるとおり、「株式交付規程」に基づき毎年役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じた株式が、原則として退任時に信託を通じて交付されるものであるため、取締役個人別の報酬等に占める株式報酬の割合を方針に定めてはおりませんが、付与するポイントは、役位に応じて基本報酬額の5%から10%程度を基準として設計しています。

#### 【役員報酬の決定に関する方針】

- 1. 基本方針
  - (1) 当社の役員報酬は、役員それぞれの役割・責務を踏まえ、適切な人材を確保・維持する競争力のある水準とする。
  - (2) 役員の個人別の報酬は、当社から独立した社外取締役が関与し、透明性のあるプロセスを経て決定する。
- 2. 役員報酬の種類

役員報酬は、基本報酬および株式報酬により構成する。

- (1) 基本報酬
  - 役員個人別に決定される、毎月定額の金銭報酬とする。
- (2) 株式報酬

2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において決議された株式報酬制度(以下「本制度」という)に基づく株式報酬とする。

[本制度の概要]

2019年6月28日から2024年6月開催の定時株主総会終結の日まで(以下「対象期間」という)の間に在任する取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)を対象とする株式報酬とする。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という)が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各対象取締役に対して交付されるものとする。なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該対象取締役の退任時とする。

対象期間において、対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当 社が拠出する金銭の上限は160百万円、対象取締役に付与されるポイント総数の上限 は、1事業年度あたり25,000ポイント(1ポイントは当社株式1株)とする。

#### 3. 役員報酬の内容

- (1) 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、短期および中長期的な業績の向上と企業価値の最大化に責任を負う等の役割を踏まえ、基本報酬および株式報酬により構成する。
- (2) 社外取締役の報酬は、社外取締役が業務執行から独立した立場で、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行い、経営を監督すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。
- (3) 監査役の報酬は、当社の業績に左右されず取締役の業務執行を監査すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。
- 4. 役員の個人別の報酬の決定に係る手続
  - (1) 報酬検討委員会の設置

当社は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を設ける。

報酬検討委員会の人員・構成については別途定め、これを適切な方法で開示するものとする。

- (2) 取締役の基本報酬の決定
  - ①報酬検討委員会において、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、各取締役の経歴、見識、実績等を踏まえて取締役個人別の報酬額の原案を作成する。
  - ②取締役会は、報酬検討委員会の提出する原案に基づき、具体的な額の審議を経て取締 役個人別の報酬額を決定する。
- (3) 取締役の株式報酬の決定

株式報酬は、本制度に係る株主総会の決議内容に基づき取締役会の定める「株式交付規程」により、対象期間中に在任する対象取締役に対して、その役位に応じたポイントを、当該対象期間に対する報酬として、毎年定時株主総会の日に付与する。

(4) 監査役の報酬の決定 監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により 決定する。

以上

(ロ) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。また使用人分給与は含みません)とご決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。またこれとは別枠で、取締役(社外取締役を除く)を対象に、「役員報酬の決定に関する方針2.役員報酬の種類(2)株式報酬」に定める株式報酬を支給することについてご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点において本制度の対象となる取締役は6名です。

監査役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額80百万円以内とご決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)です。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の基本報酬は、報酬検討委員会において取締役個人別の報酬の原案を作成したうえで、社外取締役の意見を聴取し、報酬検討委員会の作成した原案に異存がない旨の回答を得たうえで、最終的に取締役会において承認されています。

また、取締役(社外取締役を除く)の株式報酬については、取締役会の定める「株式 交付規程」所定の手続により付与しています。

取締役会といたしましては、以上の理由により、取締役の個人別の報酬等の内容は上記「役員報酬の決定に関する方針」に沿うものと判断しております。

#### (二) 取締役および監査役の報酬等の総額等

	対象となる	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)				
役員区分	役員の数 (名)	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等		
取締役	12	198	178	_	19		
(内社外取締役)	(5)	(21)	(21)	(-)	(-)		
監査役	5	38	38	_	_		
(内社外監査役)	(2)	(7)	(7)	(-)	(-)		
合計	17	236	216	_	19		
(内社外役員)	(7)	(28)	(28)	(-)	(-)		

(注) 非金銭報酬として、取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容および交付の手続は「役員報酬の決定に関する方針2.役員報酬の種類(2)株式報酬」に定めるとおりです。

### ⑥ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

13.1%   及(14.6) 3 压力							出席状況、発言状況および
							社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	藤	田	眉	子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。 経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見 を取締役会に適切に反映させるほか、会計学の専門家として主に企業会 計の見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員とし て当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するとともに、サステナビリ ティ委員会の委員として当社グループのサステナビリティに関する方 針、KPIおよび目標等の策定に関与し、運用状況を監督するほか、特別経 営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コ ーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリ ティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外 取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
取	締	役	耕	田		英	2021年7月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるほか、公認会計士として主に会計の見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員として当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するほか、特別経営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
取	締	役	渡	邉	敦	子	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全でに出席いたしました。 経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるほか、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員として当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するほか、特別経営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
監	査	役	田	代	宏	樹	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。
監	査	役	鈴	木	徹	也	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しており、税理士として主に税務の見地から発言をおこなっております。

#### (3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 きさらぎ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 きさらぎ監査法人:32百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 きさらぎ監査法人:85百万円
- (注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパックにつきましても、きさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
  - 2. 当社の子会社でありますPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定 監査を受けております。
  - 3. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した 賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務(非監査業務)の対価を含んでおります。
- ④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行 状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなっ たうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値向上を図る観点から、成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大限に考え、バランスを考慮した配当方針としております。

当社グループは、2022年 3 月期(2021年度)においては、北海製罐株式会社における減損損失に関する特別損失26億円を計上した影響等により、親会社株主に帰属する当期純損失12億円を計上いたしました。しかしながら連結ベースで一定の営業利益および経常利益を計上していること、またキャッシュ・フローの状況その他諸般の事情を踏まえて慎重に検討いたしました結果、2021年10月に創業100年を迎えた当社から日頃より応援いただいている株主様に対する御礼の意味を込めて、当事業年度の期末配当金につきましては、2022年5月12日開催の当社取締役会におきまして1株につき22円と決定させていただきました。すでに2021年12月10日に実施済みの中間配当金1株につき23円と合わせまして、年間配当金は1株につき45円となります。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社は現在、会社法施行規則第118条に定める基本方針を定めておりません。

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社といたしましては、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際には、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

# 連結計算書類

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資產		の部	負		の部
科	目	金額	科	目	金額
流 動 資 産		52, 776	流動	負 債	41, 563
現金及び預	金	10,070		掛金	16, 767
受 取 手	形	875		借入金	15, 528
	金	22, 492		ス債務	681
電子記録債	権	3, 374	未 払 法	人 税 等	395
契約 資	産	800	契 約	負 債	260
棚卸資	産産	9, 692		引 当 金	920
	他		-	の他	7,009
		5, 486	固定	負債	43, 733
	金	△15	社 長 期	债 借 入 金	5, 000 32, 442
固定資産		89, 549		借 ス 債 務	1, 780
	産	67, 728		給付引当金	1, 700
建物及び構築		22, 842	退職給付		3, 906
機械装置及び運	般 具	22, 634		の他	489
土	地	18, 743		<u></u> 合 計	85, 297
リ ー ス 資	産	2, 521	純		の 部
建設仮勘	定	400	株主	資 本	48, 089
そ の	他	585	• •	本 金	11, 086
無形固定資	産	6, 398		剰 余 金	11, 085
のれ	$\lambda$	2, 445	利 益	剰 余 金	27, 842
そ の	他	3, 953	自 己	株 式	△1, 925
	産	15, 423	その他の包括和	削益累計額	4, 884
投資有価証	<b>左</b> 券	12, 494	その他有価証		5, 095
操延税金資	産	803	17× ~	ッジ損益	Δ0
退職給付に係るう		20	為替換算	11 <sup>2</sup> 12 12 12 12	301
				る調整累計額	△512
₹ 0	他	2, 132		主持分	4, 055
貸 倒 引 当	金 =1	△27	純 資 産		57, 029
資 産 合	計	142, 326	負 債 純 資	隆 産 合 計	142, 326

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

2021年4月1日から 2022年3月31日まで )

(単位:百万円)

 科		金	
	高	NA NA	86, 329
売 上 売 上 原	価		69, 500
			16, 828
			15, 503
			1, 324
	·· <u>··</u> 益		1, 324
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58	
受   取   和     受   取   配     賃   貸   資   産     そ   の	当 金	197	
章 貸 資 産	収入	103	
そ り 見 圧 の	他	545	904
営業外費	用	545	904
		340	
支     払     系       持分法による対質     貸     事       そ     の       経     常	设 資 損 失	249	
新		41	
<b>東</b> 東 す	他	109	741
		109	1, 488
	·····································		1, 400
固定資產		98	
投資有価証券	売 却 益	104	203
特別損	失 <b>失</b>	101	200
固 定 資 産 除	売 却 損	183	
減損		2, 650	
投 資 有 価 証 券	売 却 損	310	
退職給付	費用	194	3, 337
	期純損失	101	1, 646
税 金 等 調 整 前 当       法 人 税 、 住 民 税 及	び事業税	523	1, 040
法 人 税 等 調		△1, 136	△612
当期純	·····································		1, 033
	当期純利益		201
親会社株主に帰属する	当期純損失		1, 234
	- 701 TO JA 7	1	1,201

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

# 貸 借 対 照 表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資產	の部		の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	25, 482	流動負債	14, 864
現金及び預金	5, 759	短 期 借 入 金	14, 221
		未払金	476
	16, 842	未払法人税等	2
未 収 入 金	2, 812	賞 与 引 当 金 そ の 他	28
そ の 他	67	固定負債	134 <b>38</b> , <b>119</b>
貸 倒 引 当 金	$\triangle 0$	社	5, 000
固 定 資 産	64, 601	長期借入金	31, 539
	·	役員株式給付引当金	57
有 形 固 定 資 産	1, 140	退職給付引当金	130
建物	871	長期預り金	59
構築物	59	繰 延 税 金 負 債	1, 146
		そ の 他	186
	41	負債合計	52, 983
土 地	19	純     資     産       株     主     資     本	の 33,030
リース 資産	147		11, 086
   無 形 固 定 資 産	256	資本剰余金	10, 733
		資本準備金	10, 725
	63, 204	その他資本剰余金	7
投 資 有 価 証 券	10, 245	利 益 剰 余 金	13, 136
関係会社株式	20, 333	利 益 準 備 金	2, 771
長期貸付金	35, 250	その他利益剰余金	10, 364
		別途積立金	1,600
前 払 年 金 費 用	8	繰越利益剰余金	8, 764
そ の 他	641	自 己 株 式	△1, 925
		評価・換算差額等	4, 068
1 投資損失引当金	/\3.263	<b>ァ</b> ル <del>ト</del> / エ : エ : エ : エ :	
投資損失引当金	△3, 263	その他有価証券評価差額金	4, 068
世 投資損失引当金 質 倒 引 当 金 資 産 合 計	△3, 263 △11 90, 083	その他有価証券評価差額金       純 資 産 合 計       負 債 純 資 産 合 計	4, 068 37, 099 90, 083

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2021年4月1日から ) ( 2022年3月31日まで )

(単位:百万円)

		科			F			金	額
営		業		収	益				
	受	耳	Z	配	当	金		9, 156	
	経	惶	<del>/</del>	管	理	料	.	1, 334	10, 490
営		業		費	用				
	_	彤	L Ç	管	理	費		2, 155	2, 155
	営		業		利	益			8, 334
営		業	外	収	益				488
営		業	外	費	用				182
	経		常		利	益			8, 641
特		別		利	益				
	投	資 有	「 価	証	券 売	却 益		104	
	関	係 会	注 社	株	式 売	却 益		325	429
特		別		損	失				
	固	定	資	産	除	却 損		0	
	投	資 損	失	引 当	金 繰	入 額		3, 263	3, 263
Ŧ.	兑	引 前	<u> </u>	期	純	利 益			5, 807
注	去 人	、税、	住 .	民 税	及び	事 業 税	.	$\triangle 445$	
Ý.	去	人	税	等	調	整 額		△581	△1,026
È	当	期		純	利	益			6, 834

<sup>(</sup>注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 監查報告

#### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ホッカンホールディングス株式会社 取締役会御中

きさらぎ監査法人 東京都千代田区

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ホッカンホールディングス株式会社 取締役 会 御中

きさらぎ監査法人 東京都千代田区

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程に おいて、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要 な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に 重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 監査役会の監査報告

#### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に 応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告並びに職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ー 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制の徹底に関する 取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びきさらぎ監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	田	由	里 印
監 査 役	渡	邉	基	樹印
社外監査役	田	代	宏	樹印
社外監査役	鈴	木	徹	也 即

以上

### 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 《本館3階 富士の間》



交通のご案内

東京メトロ 銀 座 駅(徒歩5分)東京メトロ 日比谷駅(徒歩2分)都営地下鉄内幸町駅(徒歩2分)

JR 有楽町駅(徒歩5分)

# ホッカンホールディングス株式会社



